

職 員 配 置

育成室の職員の人数及び勤務時間について

・放課後児童支援員

当道府県又は政令指定都市が実施する研修を修了した者で、常勤かつ正規の職員とする。保育時間中は一人以上配置し、週38時間45分の勤務とする。

学校開設の月～金曜日 10:00～18:45

土曜日 8:30～17:15 土・月曜日は1人勤務

ただし、育成室の正規職員は、学校休業日における育成室開室日は、8:30～17:15と10:00～18:45のローテーション勤務
また、学校の長期休業日（夏季、冬季及び春季）における育成室開室日は、8:15～17:00と10:00～18:45のローテーション勤務
（土曜日は8:30～17:15）

・常勤正規職員のローテーション表

	土	日	月	火～金	土	日	月
A	○	—	○	○	×	—	×
B	×	—	×	○	○	—	○

・複数体制を確保するための非常勤職員

正規職員の休務日を補填するための非常勤職員1人は週15時間30分勤務とする。

土曜日 8:30～17:15、月曜日 10:00～18:45

・定数増対策の非常勤職員

40人の育成室定員を超えた際に配置する非常勤職員1人は週27時間30分勤務とする。

月～金曜日 13:15～18:45

・要配慮児保育補助の非常勤職員

心身に特別な配慮を要する児童の保育補助のための児童1人に対し非常勤職員1人を配置し、原則週28時間30分勤務とする。（子どもの登室状況等により変更する場合がある。）